



現場代理人及び現場責任者の 常駐規定の緩和について

「現場代理人等の休暇等の取扱い」を新たに追加しました。

概 要

現場代理人等が休暇等により現場を不在にする場合の取扱い

- (1) 休暇を取得する期間が7日（閉所日含む。）以下の場合
 - ・現場代理人等に代わって、代役を設置するものとします。
 - ・代役を設置する場合は、あらかじめ発注者へ書面で通知してください。
 - ・休暇初日の開庁時間までに現場代理人等から監督員へ連絡してください。また、突発的な休暇の場合は、受注者から監督員へ連絡してください。
 - ・休暇を取得する期間が1日未満（閉所日を除く）で、発注者と現場代理人等との連絡体制が確保されている場合には、代役の設置は必要ありません。
- (2) 休暇を取得する期間が連続して7日（閉所日含む。）を超える場合
 - ・現場代理人等を交代してください。
(現場代理人等通知書を再提出)
- (3) 研修への参加、関係機関との打ち合わせ等により現場を不在にする場合
 - ・現場を不在にする期間中、発注者と現場代理人等との連絡体制が確保できない場合は、上記（1）、（2）と同様に取り扱います。

適用日等

令和6年2月1日以降の契約から適用します。

なお、契約中の工事等については、受発注者間で協議の上、発注者が認めた場合は、当該通知日以降、適用できるものとします。

※詳細は、埼玉県HP（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>）を御確認ください。